二の二　個人番号又は基礎年金番号
［三・四　略］
［2　略］
（受給権者の申出による支給停止の撤回等）
第百四十三条　法第八十一条第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。
［一・二　略］
二の二　個人番号又は基礎年金番号
［三・四　略］
［2　略］
（障害の程度が変わつたときの改定の請求等）
第百四十四条　公務障害年金の受給権者は、法第九十九条第一項又は第二項の規定による当該公務障害年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。
［一　略］
一の二　個人番号又は基礎年金番号
［二～四　略］
［2・3　略］
（障害等級に該当しなくなつたときの届出）
第百四十五条　公務障害年金の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。
［一　略］
一の二　個人番号又は基礎年金番号
［二～四　略］
（障害の状態等に関する届出）
第百四十六条　公務障害年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて組合が指定したものは、組合が指定する日（以下「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該公務障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。
［一　略］
一の二　個人番号又は基礎年金番号
［二・三　略］
［2～4　略］
（公務遺族年金の決定の請求）
第百四十七条　公務遺族年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。
一　請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係
二　組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び死亡した年月日
［三～十二　略］
［2～4　略］

［新設］
［三・四　同上］
［2　同上］
（受給権者の申出による支給停止の撤回等）
第百四十三条　法第八十一条第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。
［一・二　同上］
［新設］
［三・四　同上］
［2　同上］
（障害の程度が変わつたときの改定の請求等）
第百四十四条　公務障害年金の受給権者は、法第九十九条第一項又は第二項の規定による当該公務障害年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。
［一　同上］
［新設］
［二～四　同上］
［2・3　同上］
（障害等級に該当しなくなつたときの届出）
第百四十五条　公務障害年金の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。
［一　同上］
［新設］
［二～四　同上］
（障害の状態等に関する届出）
第百四十六条　公務障害年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて組合が指定したものは、組合が指定する日（以下「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該公務障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。
［一　同上］
［新設］
［二・三　同上］
［2～4　同上］
（公務遺族年金の決定の請求）
第百四十七条　公務遺族年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。
一　請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係
二　組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日
［三～十二　同上］
［2～4　同上］